

○ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年9月1日)
(条例第6号)

改正 平成8年8月23日 条例第6号
平成12年3月1日 条例第2号
平成14年2月26日 条例第1号
平成14年5月28日 条例第4号
平成22年3月8日 条例第1号
平成22年10月5日 条例第5号
平成29年3月15日 条例第2号
令和元年12月9日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き再度の任用をされないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の2の2において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第2条の2の3に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、

当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に再度の任用をされることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 臨時的に任用される職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又はふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成8年ふじみ衛生組合条例第3号)。以下「勤務時間条例」という。)第15条第1項その他の規定による産前産後休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい

る非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により管理者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の初日とする育児休業をしようとする事。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(期末手当等の支給)

第5条の2 ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年ふじみ衛生組合条例第5号。以下「給与条例」という。)第18条第1項及びふじみ衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年ふじみ衛生組合条例第2号)第9条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間におい

て勤務した期間(組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。))のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第6条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)とする。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日ごとの勤務時間を考慮して、組合規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合については、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をする職員の給与の減額)

第8条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条第1項に規定する給与期間ごとに、その勤務しない時間を合計した時間1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額(給与条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月23日条例第6号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第2項から第6項まで (省略)

附 則 (平成14年5月28日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下「改正法」という。)の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員(この条例の施行の際、現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則 (平成22年3月8日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

2 (省略)

3 平成22年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは、「3月以内」とする。

附 則 (平成22年10月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成22年6月30日から適用する。

附 則 (平成29年3月15日条例第2号)

第3類 人事 (職員の育児休業等に関する条例)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月9日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)